

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第78条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の他、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ. 片道乗車券 乗車区間の営業キロが100キロメートルまでの場合は、1日、200キロメートルまでは2日とする。

ロ. 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月

(3) 回数乗車券

3ヶ月

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 特殊割引乗車券

その都度定める。

(途中下車)

第79条 途中下車の取扱いについては次による。

(1) 普通乗車券

途中下車の取扱いをしない。途中下車の場合、使用券片は前途無効として回収する。

ただし、乗車区間の営業区間の営業キロが、100キロメートルを超える場合を除く。

(2) 定期乗車券

制限しない。

(3) 回数乗車券

途中下車の取扱いをしない。途中下車の場合、使用券片は前途無効として回収する。

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 貸切乗車券

その都度定める。

(6) 特殊割引乗車券

途中下車の取扱いをしない。

(回数乗車券の使用条件等)

第80条 回数乗車券の使用条件等は次のとおりとする。

(1) 普通回数乗車券

使用開始前に、各券片に切離し同時使用することができる。

(2) 通学回数乗車券

学生証等を所持する有資格者が最終券片をもって使用する場合に限り有効とし、係員から資格の提示の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(大人用回数乗車券を小児が使用する場合の特例)

第81条 大人の普通回数乗車券は、これに小児が同時に使用する場合は第72条の規定に関わらず1券片をもって、小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第82条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、公的証明書等を呈し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第83条 乗車券(往復乗車券、回数券については、その使用する券片)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が、途中下車できない駅に下車した時。

(2) 旅客が、次の取扱いを行った時。

ア. 持込禁制品または、制限外手廻り品を持ち込んだ場合

イ. 持込禁制品を持ち込もうとした場合

ウ. 旅客運賃の伴わない物品を持ち込んだ場合

(3) 伝染病予防法第18条の規程によって途中下車させられた時または鉄道営業法(明治33年法律65号)第42条の規程によって車外に退去させられた時。

(参考) 伝染病予防法第18条 電車の検疫

鉄道営業法第42条 ・列車で旅客の乗車に供さない箇所に乗り係員の制止を聞かない時

・禁煙箇所で吸煙した時

・車内で寄付を請うた時

・車内で秩序を乱す行為をした時

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第84条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

(1) 旅客運賃割引証と引き換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用した時。

(2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用した時。

(3) 第29条及び第33条の規定により無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用した時。

(4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購求した乗車券を使用した時。

(5) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用した時。

(6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を使用した時。

- (7) 旅行開始後乗車券を他人から譲り受けて使用した時。
- (8) 有効期間を経過した乗車券を使用した時。
- (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車した時。
- (10) 大人が小児用の乗車券を使用した時。
- (11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用した時。
- (12) その他乗車券を不正乗車の手段として使用した時。

2. 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ）した乗車券を使用した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第85条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用した時。
- (2) 券面表示が不明となった定期乗車券を使用した時。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購求した定期乗車券を使用した時。
- (4) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用した時。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車した時。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数券を使用して、その券面に表示された区間と区間の間を乗車した時。
- (7) 通学定期乗車を使用する旅客が、その使用資格を失った時に使用した時。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用した時。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用した時。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第87条の規定による身分証明書を携帯していない時。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車した時。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用した時。

2. 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（回数乗車券の券片等の効力の特例）

第86条 回数乗車券は各券片に切離し、使用することができる。

（通学定期乗車券の効力）

第87条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による身分証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">契印 NO.</div> <p style="text-align: center; margin: 0;">身 分 証 明 書</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) の学生 (生徒)学年第 学年(年度生)であることを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>住所 _____</p> <p>平成 年 月 日発行</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="font-size: 8px; margin-right: 5px;">契印 写真</div> </div> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 8px;">代表者 氏 名</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">代表者 職 印</div> </div>	<p style="text-align: center; margin: 0;">(注 意)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求がある時は、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失した時は、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けた時又は、卒業・退学等によって学席を失った時は、直ちに、発行者に返さなければならない。

(割引証が無効となる場合及び使用できない場合)

第89条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用した時。
- (2) 表示事項を塗消し、または改変したものを使用した時。
- (3) 有効期間を経過したものを使用した時。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用した時。
- (5) 記名人以外の者が使用した時。

2. 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合はすることができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者または使用者が必要箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合は、これに相当の証印のないもの。

(乗車券類の訂正方)

第90条 乗車券類に表示した事項は、次の各号に掲げる事項に限って、発行の際までに訂正することができる。この場合における訂正を要する原記入文字(数字の場合はその一連の全部)は、明読できる範囲でまっ線2条を引くものとする。

- (1) 他駅から配付を受けた乗車券類を発行する場合の発駅名、着駅名または発行駅名。
- (2) 他駅乗車の補充乗車券を発売する場合の発駅名または着駅名。
- (3) 複写式のもので、各片を同時に一筆で訂正できる場合。ただし、領収額欄に記入した金額(記事欄に記入した概算金額を含む。)を訂正することはできない。

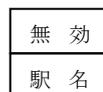
2. 前項の場合、訂正箇所に駅名小印(乗務員にあつては、認印)を押さなければならない。

(乗車券類の廃札)

第91条 次の各号の1に該当する場合は、当該乗車券類は廃札とし、乗車券簿等に添付して営業課長に提出するものとする。

- (1) 日付その他の券面表示事項が誤刷、誤記または不鮮明の場合
- (2) 切断を要する乗車券類の切断箇所を誤った場合
- (3) 駅名その他に入鉄を要する乗車券類に対し、入鉄箇所を誤った場合
- (4) 損傷しまたは汚損した場合
- (5) 番号が重複している場合
- (6) 誤って発行し、発行当日中の他の乗車券類と引き換えた場合
- (7) 複写式の乗車券(2片制の入鉄式のものを含む。)を書損等の事由で廃紙にした場合
- (8) 様式の改正、設備の改廃等によって不要となった場合
- (9) 他駅から配布を受けた乗車券類が不要となった場合

2. 前項の場合、該当乗車券の表面に、その証として、次に掲げる無効印(ゴム印)を押すものとする。



縦・横 1.5 cm

3. 第1項の場合、一時に多数の乗車券類を廃札した時は、着駅、種別、番号、数量及びその事由を適宜の用紙に記入した返納目録を添付して営業課長に提出しなければならない。この場合、乗車券に無効印を押すことが困難である時は、これを一括して適宜の包装をし、駅長がこれに封印の上、無効印を押すことを省略することができる。
4. 第1項第7号の場合は、前2項による他、当該券片の全面に×線を引き、事由を具体的に記入し、発行替えのものがあつた時は、その日付、種別及び番号を付記しておくものとする。